

暫定議題
第 16 回遵守委員会会合
2021 年 10 月 5－8 日
オンライン

青でハイライトした議題にかかる議論は、文書通信により会合前に開始される予定である。

1. 開会

1.1 歓迎の辞

1.2 議題の採択

1.3 会議運営上の説明

2. CCSBT 保存管理措置の遵守状況の概要

この議題項目は、既存の CCSBT 保存管理措置の遵守状況に関するものである。

2.1 事務局からの報告

事務局は、以下の主要な CCSBT 保存管理措置にかかるメンバーの遵守状況の概要を示した表を含む 2 つの文書を提出する予定である。

- SBT 関連措置
- ERS 関連措置

2.2 COVID-19 に関連する問題の検討

遵守政策ガイドライン 5 (CPG5) : 極めて特殊な状況に関する行動原則及び取られるべき措置に関するガイドラインの運用状況に関する検討

2.2.1 CPG5 に基づき受領した通知に関する報告

事務局及びメンバーは、2020 年 10 月の CCSBT 27 において CPG5 が採択されて以降、CPG5 に関連して行われた全ての通知について報告する予定である。

2.2.2 オブザーバー不在で行われた SBT 洋上転載の件数及びメンバーによってとられた措置に関する報告

事務局は、CCSBT 27 以降に COVID-19 に伴う配乗の問題により乗船オブザーバー不在で行われた全ての SBT 洋上転載について報告する予定である。メンバーは、これらのケースに対してそれぞれが追加的に行った遵守措置について報告する。

2.2.3 将来の漁期における CPG5 の適用

会合は、将来の漁期において発生し得る COVID-19 関連の問題に対してどのように CPG5 を適用するかについて検討する。

2.3 メンバーからの年次報告

メンバーは、CCSBT 26 において採択された [遵守委員会及び拡大委員会に対する年次報告書の改訂テンプレート](#) により、それぞれの年次報告書を提出しなければならない。

CC 15 は、漁船許可、CDS 及び港内検査報告書に関する文書 CCSBT-CC/2010/04 で総括した非遵守問題に関連するメンバーはそれぞれの国別報告書 (セクション 1.1) において非遵守を是正するために取られた措置の進捗状況を報告することに合意した。この報告には、過剰漁獲に対する是正措置、CDS 文書 (輸出、輸入、再輸出、標識様式) の不提出及び提出の遅延、非許可船舶及び権限を付与されていない確認者、未完成／不正確な CDS 様式の件数、標識番号の重複、及び CDS と報告漁獲量データとの間の大幅な不調和といった問題が含まれる。

本議題項目では、年次報告書における主要な問題に対する質疑応答 (メンバーのパフォーマンスにかかる詳細な精査を含む) に重点を置く。報告書の全体を説明する必要のないよう、メンバーには提出された全ての報告書を事前に読了しておくことが期待される。その代わりに、メンバーは、CCSBT 措置の実施及び／又は遵守にかかる課題

があったあらゆる分野（議題項目 2.1 で発表される事務局文書で指摘されたあらゆる分野への対応を含む）についてハイライトすべきである。

2.4 CCSBT 管理措置の遵守状況の評価

直前の小議題項目並びに上述の報告書において提示された情報は、このプロセスに大いに貢献するものと考えられる。

2.4.1 メンバーの遵守状況

遵守委員会（CC）は、CCSBT 管理措置の遵守にかかるメンバーの履行状況について検討するとともに、改善が求められるあらゆる分野に関する勧告を行う予定である。

2.4.2 是正措置政策の適用

CC は、非遵守が特定されたあらゆる分野（TAC の超過及びその返済の事例を含む）について検討し、そうした非遵守事例に対して、CCSBT 是正措置政策の下にどのように対応すべきかについて勧告を行う予定である。

特に 2019 年及び 2020 年においては、インドネシアは 2019 年と 2020 年の同メンバーに対する SBT 国別配分量を合わせた量に対して合計 456.584 トンの過剰漁獲を行った。CC 16 は、インドネシアによる過剰漁獲分の返済計画¹の実施状況についてレビューを行い、CCSBT 28 に対して、同計画の実施がどの程度成功裏に進んでいるのかに関する助言を行う予定である。

3. 遵守専門作業部会（TCWG）からの報告

CC による検討に向けて、TCWG/CC 議長が、TCWG 2 会合の結果を口頭で報告（あらゆる勧告又は文書案を含む）する予定である。

4. CC 15 による 2021 年の作業計画の進捗状況のレビュー

メンバー及び事務局は、様々な休会期間中の連絡調整グループ、オンラインによるデータ提出及びアクセスに関するアップデート、及び試行的電子漁獲証明制度（eCDS）の開発といったより重要な事項は本議題における後段の議題項目で別途検討されることに留意しつつ、CC が策定した 2021 年作業計画の事項（以下に列記）に関する報告を行う予定である。

- WCPFC との転載 MoC の運用開始に関するアップデート
- CCSBT-CC/1910/10 の 4 ページで報告された、南アフリカの貿易データの不調和に関する調査結果に関する同メンバーからの報告
- インドネシアにおける COMTRADE と CDS データとの間の不調和（例えば CCSBT-CC/1910/10 の 4 ページで報告されたとおり）にかかるさらなる調査結果に関する同メンバーからの報告
- EU 及びインドネシアが、事務局に対して、それぞれのデータベースから得られた利用可能な最善の貿易データサマリー（2018、2019 及び 2020 年）を提出すること
- 南アフリカの CDS 問題の解決に資するために必要な支援の提供（オーストラリア及びニュージーランド）

5. CCSBT 措置の運用状況：課題及びアップデート

メンバー及び/又は事務局は、以下に列記したような CCSBT 措置の運用上の問題点についてのアップデート又は報告を行う予定である。

- 許可船舶/蓄養場決議
- 転載決議
- 港内検査に関する最低基準
- IUU 船舶リスト決議
 - 事務局は、相互掲載プロセス及び CCSBT IUU 船舶リストの現状に関する簡潔なアップデートを提示する予定である。

¹ CCSBT 27 報告書パラグラフ 48-49、89-92 及び別紙 8 及び別紙 9 を参照

- 必要に応じて、IUU 船舶リスト案が検討される。

6. 国別配分量に帰属する SBT 漁獲量（帰属 SBT 漁獲量）の定義及び食害

CC 15 は、帰属 SBT 漁獲量の定義が採択された際には食害については熟考されておらず、食害をこの定義に含めるべきであるのかどうかは不確実であることに合意した。また、本件にはメンバー間での一貫性が必要であり、ニュージーランドが本件に対応するための休会期間中の検討グループを主導することが合意された。ニュージーランドは、CC 16 に対し、休会期間中の検討グループによる検討の進捗状況及び／又は特定された積残しの課題について報告する予定である。

7. CCSBT 遵守計画の実施状況

本議題項目は、2018–2020 年における 3 年間の遵守行動計画²においてまだ完了していない行動及び／又は 2021 年に対応される予定である維持管理行動であって、この議題の他のセクションでは検討されていない事項に対応するものである。

7.1 遵守評価プロセス及び QAR

7.1.1 休会期間中の作業グループからの報告

2020 年において、オーストラリアは、適切な遵守評価ツール及びプロセス（品質保証レビュー（QAR）を含む）のさらなる策定について検討するための休会期間中の作業グループを招集した。CC 15 は、本グループは 2021 年もより公式化された遵守評価プロセスの策定の可能性について引き続き検討すべきこと、及びオーストラリアは同グループの進捗状況及び勧告に関する報告を CC 16 まで延期することに合意した。

7.1.2 品質保証レビュー（QAR）

EU は、2020 年に品質保証レビュー（QAR）の第 1 フェイズに参加した。QAR レビューチームによる報告書案は 2020 年 11 月に完成し、EU に送付された。EU は当該報告書案に対するコメントを行い、QAR 最終報告書は EU に対して 2021 年 6 月 25 日に提供された。本議題項目では、EU に対する QAR について検討する機会を提供する。

遵守行動計画の行動事項 9b に記載されているとおり、CC 16 は、得られた情報の価値及びメンバーによって取られた是正行動をレビューすることにより、将来的な QAR の必要性について検討すべきである。また、CC 16 は、休会期間中の作業グループによる全ての関連する勧告（議題項目 7.1.1）、並びに将来的な QAR の実施の可能性（例えば特定の CCSBT メンバー、制度及び／又は措置に対するもの）について検討すべきである。

7.2 市場調査に関する提案

7.2.1 日本による市場調査に関する提案にかかるアップデート

日本は、本提案における遵守委員会関連の事項（データが利用可能かどうかの情報を含む）の進捗状況のアップデートを行う予定である。

7.2.2 標識調査データの試行的解析

事務局は、CCSBT-EC/2010/19 で記載された、報告漁獲量と標識データの試行的解析プロジェクトの結果を提出する予定である。

7.2.3 日本以外の SBT 市場に関する検討

事務局は、CC 15 で合意された追加的な貿易データの表を提出する予定である。メンバーは、日本以外の SBT 市場に関する文書及び／又はアップデートを提出すべきである。

² 2021 年まで持ち越されている。

7.3 CCSBT CDS 決議改正案

パラグラフ 9

CC 15 は、事務局に対し、7 日間の通知要件を CC/EC 年次報告書での 1 年ごとの報告要件に変更するための CDS 決議（パラグラフ 1.9）の改正に関する提案を作成するよう要請した。事務局は、この要請を受けた決議改正を提案する予定である。

7.3.2 別添 2

市場調査提案に関連する作業の一環として TCWG 2 により勧告される可能性がある、CDS 標識の仕様に関する CDS の決議改正案の検討。

7.4 常設議題項目

以下の常設議題項目については、新たな情報が利用可能となった場合に検討される。

- 事務局による SBT 貿易データのサマリー。市場の形成／市場の活動に関する大幅な変化の特定、及び ICCAT の記録から新たに得られた SBT 漁獲報告。
- 以下を含む潜在的な SBT の IUU 活動に関するアップデート
 - Trygg Mat Tracking に依頼している臨時解析（必要に応じて Trygg Mat Tracking のサービスを利用するために現在確保している 2 万ドルの臨時資金に関する勧告の策定を含む）
 - 船舶位置情報の解析（例えば VMS 又は AIS データの解析）
- 協力を要請すべき非メンバーの寄港国及び市場国（ロシア連邦に送付した書簡に関するアップデートを含む）
- 例えば漁獲、混獲、ERS との相互作用及び転載（人によるオプザバーが配乗できない状況を含む）にかかる船舶の監視のための電子モニタリングシステム（EMS）の開発及び利用に関する検討。メンバーは、該当する場合はそれぞれの船団から得られた例を提示することが奨励されている。将来的に SBT 漁業の文脈において EMS の利用をどのように検討していくのかについて議論する。
- 利用可能な場合は、SBT の遺伝子による種同定に関する技術開発状況
- MCS 制度に関するベストプラクティスの特定及び共有の継続

8. CCSBT の計画、政策及び取決め：レビュー、改正及び中間報告

メンバー及び事務局は、CCSBT の政策及び取決めに関する改正案及び／又は中間報告について検討する予定である。

8.1 CPG1：最低履行要件（MPR）

事務局は、MPR5：生態学的関連種に関連する措置に関する MPR 改正案を提出する。同セクションは、CCSBT の生態学的関連種に関する措置を他のまぐろ類 RFMO の措置と調和させるための決議を踏まえたアップデートが必要となっている。

8.2 遵守行動計画（CAP）のアップデート

CC 15 は、次期 CAP に盛り込まれる行動事項の検討については、対面での会合が開催できるまで保留とすることに合意した。これに伴い、遵守リスクそのものの検討、及びこれらのリスクの緩和及びより良い定量化に関する進捗状況の検討も留保されている。本議題項目は、次の対面会合が行われる前にメンバーが行動事項又はリスクの検討を希望する場合に備えた「プレースホルダー」となる。

8.3 CCSBT とその他機関との遵守関係のアップデート

事務局は、国際監視・管理・取締りネットワーク（IMCSN）及びそれに関連するネットワークグループの動向、並びにその他の関連機関と事務局との遵守関係に関するアップデートを提供する予定である。

9. eSBT プロジェクト

「eSBT」は、メンバーがCCSBTにおいて必要とされる特定のデータを入力及び閲覧できるように開発された双方向のオンラインシステムである。これには、月別漁獲報告、船舶許可、権限を付与された確認者の認証及びeCDSといったデータが含まれる。

9.1 オンラインデータ提出/データアクセスプロジェクト

事務局は、オンラインによるデータ提出及びデータアクセスプロジェクトに関するアップデートを行う予定である。

9.2 試行的 eCDS の開発状況

事務局は、CC 16 による検討に向けて、現行CDSをベースとする試行的eCDSの開発にかかる進捗状況のアップデートを行う予定である。また事務局は、eCDSをサポートするためのCDS決議へのいくつかの変更提案を行う予定である。

10. 海鳥措置の実施の強化に関する提案

CC 15 は、プロジェクトの活動をさらに精緻化するとともに、予算を策定し、また2021年末又は2022年初頭のプロジェクト開始に向けた準備を行うため、本プロジェクトに関する休会期間中の海鳥連絡グループを2021年も継続することに合意した。バードライフ・インターナショナルは、本提案の進捗状況に関するアップデートを行う予定である。

11. 2022年の作業計画

12. その他の事項

13. 拡大委員会に対する勧告

14. まとめ

14.1. 会合報告書の採択

14.2. 閉会